

令和7年度

三方原用水二期農業水利事業
都田調整池流出ゲート他改修工事

特別仕様書
(当初)

関東農政局 三方原用水二期農業水利事業所

第1章 総 則

三方原用水二期農業水利事業 都田調整池流出ゲート他改修工事以下「本工事」という。)の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書(以下「共通仕様書(施)」という。)及び「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書(土)」という。)に基づいて実施する。同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 内 容

1. 目 的

本工事は、三方原用水二期農業水利事業計画に基づき、都田調整池に附帯するゲート設備の製作据付を行うものである。

2. 場 所

静岡県浜松市浜名区都田町地内

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

(1) ゲート設備

- | | |
|----------|----------------------|
| 1) 形 式 | プレーガード構造スライドゲート |
| 2) 寸 法 | 純径間 1.10m、有効高さ 1.10m |
| 3) 数 量 | 1 門 |
| (2) 操作設備 | 1 式 |
| (3) 計測機器 | 1 式 |

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のほか、第10章設計、第11章構造及び製作、第13章電気設備に示すとおりである。

5. 施工範囲

- (1) 本工事の施工範囲は、第2章3 工事概要に示す設備の設計、製作、輸送、据付及び試運転調整までの一切とする。
- (2) 次に示すものは本工事の施工対象外とする。
 - 1) 資機材の現場搬入道路の設置・撤去及び補修工事
 - 2) 仮締切工事及び水替工事(ただし、局部的な小水替は受注者が行うものとする。)
 - 3) 機側操作盤までの電源工事
 - 4) 流出工に係る土木工事
 - 5) 超音波流量計の配線工事

第3章 施工条件

1. 工程制限

本工事は、令和8年10月1日から設置工事が可能であるが、詳細は監督職員の指示によるものとする。

なお、本工事は関連する土木工事の施工状況によるため、関連工事とよく調整をするとともに、これに伴い工期内に完成が困難な場合は監督職員と協議するものとする。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。

(2) 現場据付の工事期間には、雨天、休日等14日を見込んでいます。
(なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、大型連休、夏季休暇である。)

3. 施工しない時間帯

原則、平日の午後5時から午前8時30分まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、大型連休(令和8年5月6日～令和8年5月8日)、夏季休暇(令和8年8月13日～令和8年8月14日)。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 現場技術員

本工事は、共通仕様書(施)第1章1-1-12に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

6. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期(工事開始日)及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記別紙様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている261日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

第4章 現場条件

1. 関連工事

受注者は、次に示す隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

(1) 都田調整池改修工事 令和7年8月18日～令和8年12月25日

2. 既設設備等との受渡し条件

本設備の電気設備(電源)は、中央管理所で受電した流出ゲート操作盤から供給される200V(三相、3線、60Hz)、100V(单相2線、60Hz)とする。

なお、機側操作盤までの配線は、別途土木工事にて行うものとする。

3. 搬入路

(1) 据付現場への搬入路は、市道都田59号線から搬入するものとし、10t車の進入が可能である。

(2) 善良な使用にも関わらず敷地内の舗装及び構造物に損傷を与えた場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 第三者に対する措置

(1) 保安対策

1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、関連工事にて配置する計画としているため計上はしていないが、現地交通状況等により必要な場合は監督職員と協議するものとする。

(2) その他

1) 既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。
2) 地域住民から苦情があった場合には、内容をよく聞き取り、対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

5. 関係機関との調整

(1) 関係機関との調整

関係機関との調整は発注者において行うが、任意仮設に関するものは、監督職員と打合せの上、受注者が行わなければならない。

第5章 提出図書

1. 承諾図書

共通仕様書（施）第1章1-1-7に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の始期から40日以内に提出するものとする。また、承諾・不承諾は提出があった日から14日以内に文書で通知するものとする。

2. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわりその損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

3. 官公庁への手続き等

共通仕様書（施）第1章1-1-45に示す官公庁への手続きは無いと考えている。

第6章 仮設

1. 一般事項

水門設備の据付に伴う仮設計画は、共通仕様書（施）第1章1-1-6に基づき、本工事に適合した施工計画書の提出を行い監督職員の承諾を得なければならない。

2. 調整池敷地内の清掃及び仮置き

敷地内や道路の舗装面を汚した場合は、早急に清掃し常に土砂等の散乱のないよう努めるものとする。また、受注者は工事現場内に製品・材料等の仮置が必要となる場合は、施設管理者及び監督職員の承諾を得なければならない。

3. 工事用電力

据付工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする

4. 水替工

本工事においては水替工は想定していない。

第7章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という）は、調整池敷地内であるが、関連工事との施工時期を調整し使用するものとする。

第8章 貸与する資料等

本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。

- (1) 資料名 R6年度 三方原用水二期農業水利事業 再評価基礎資料作成業務
- (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで
- (3) 返納場所 三方原用水二期農業水利事業所
- (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第9章 試運転調整

本工事で実施する電気設備を含めた試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金）は発注者において負担する。

なお、試運転調整の実施に当たっては、事前に詳細な実施計画書を提出して承諾を得るものとする。

第10章 設 計

1. 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章第1項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。
- (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。
- (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合は、その詳細を明記するものとする。

2. 設計諸元

(1) 設計水位

仕様項目	都田調整池流出ゲート
形式	ステンレス製スライドゲート
純径間	1.100m
有効高	1.100m
ゲート敷高	EL+72.600m
門数	1門
設計水位前面	5.700m (0.000m)
設計水位後面	0.000m (5.700m)
操作水位前面	5.700m
操作水位後面	0.000m
水密方式	両面4方ゴム水密
開閉装置	電動スピントル式
開閉速度	0.300m/min程度
掲程	1.200m
操作方法	機側及び遠方
許容応力等	鋼構造物計画技術指針（水門扉編）による。

(注) 設計水位の（）は流出側から水圧がかかる場合。

(2) 環境条件

機器は、次の標準周囲環境条件において正常に動作しなければならない。

項目	機器区分	屋外機器
	温度	-10~40℃
相対湿度	30~95% ※防水構造は、各機器仕様によること。	

(注) 温度、相対湿度の条件は、精度保証を示す値である。

(3) 機器への供給電源

機器への供給電源は、次に示す電源方式、電源仕様とする。

電源方式	電源仕様
交流電源方式 (AC)	① 相数・電圧：単相 2 線、100V±10V 三相 3 線、200V±20V
	② 周波数 : 60Hz±3Hz

(5) 土木構造物の設計条件

土木構造物等の荷重条件は、下表を満足していることを確認するものとする。

都田調整池	土木構造物	荷重作用時期	最大荷重
流出工	操作台	水門設備稼働時	220.4 kN

第 11 章 構造及び製作

1. 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第 2 章「機器及び材料」、第 4 章「水門設備」、第 12 章「電気設備」によるものとする。
- (2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書（施）第 3 章「共通施工」、第 4 章「水門設備」第 12 章「電気設備」によるものとする。
- (3) 本設備は、共通仕様書（施）第 4 章「水門設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。
- (4) 構造及び製作は、設計図書に示す設計条件、仕様に対して十分な機能を有し、耐久性、安全性、操作性及び保守管理を考慮したものとしなければならない。
- (5) 本仕様書に示す仕様は、標準的な内容を示すものであるため、システム機能から要求性能を充足するものとする。
- (6) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする。
- (7) 水門設備の主要部は運転開始から長期の運転に耐えうる設計を行うこと。

2. ゲート設備

本工事で使用するゲート設備の仕様及び数量は以下のとおりとする。

(1) 扉体

- 1) 扉体は、水圧等の予測される荷重に対して十分な強度と剛性を有する構造とする。
- 2) 水密部の構造及び水密材料は、使用目的に応じた適切な形状と耐久性に富んだもので、且つ、全閉時に必要な水密を確実に保持できるものとする。

(2) 戸当り

- 1) 戸当り金物に作用する荷重を本体コンクリートに伝達するため、確実に固定する。
- 2) 側部戸当りは、必要な水密が確実に保持できるよう均一な平滑度を有するものとする。
- 3) 取外し戸当りは、組立解体及び保守点検が容易な構造とし、取付けボルトはステンレス材を使用するものとする。

- (3) 水密構造
水密ゴムの取付けボルトはステンレス材を使用するものとする。
- (4) スピンドル式電動開閉装置
- 1) 電動スピンドル式開閉装置は以下の機器構成とする。
電動機、減速機本体、手動開閉装置、開度計（現場指示）、トルクスイッチ、リミットスイッチ、電動・手動切換装置（インターロック機能付）、スペースヒータ、スタンド（FC）、取付用ボルト・ナット、架台、スピンドルカバー全長 2.6m（SGP）、開度遠隔指示装置（ポテンショメータ発信機）、その他必要なもの。
 - 2) 電動機
名 称：低圧三相誘導電動機（ブレーキ付）
絶縁の種類：E種
保護形式：全閉屋外型
構 造：かご形
極 数：4極
電 源：220V、60Hz
電 力：3.7kW
時間定格：30分
 - 3) 減速機
本 体：ウォーム減速機
 - 4) スピンドル
材質：SUS304
径：90mm
長さ：全体長 5.75m（ねじ加工部 3.0m）
 - 5) グースネック
材質：SCS13
径：90mm用
 - 6) 中間軸受
材質：SUS304
径：90mm用

第 12 章 運転操作・制御方式

1. 運転管理

機側及び遠方（中央管理所）における運転管理の内容は別紙 1 「管理項目表」のとおりとする。

なお、遠方（中央管理所）から受益地区全体の主要施設を集中管理して操作を行うので、「管理項目表」に基づき情報伝送に必要な端子を設けるものとする。

信号等情報の受渡し方法は、次による。

- | | | |
|------------|---------------|-------------------------|
| ① 監視信号 | 無電圧連続 a 接点信号 | (DC24V 30mA、DC48V 30mA) |
| ② アナログ計測信号 | DC4～20mA | |
| ③ 制御信号 | 無電圧瞬時 a 接点信号 | (DC24V 30mA、DC48V 30mA) |
| | 有電圧連続 a 接点信号 | (DC24V 30mA、DC48V 30mA) |
| | 有電圧パルス a 接点信号 | (DC24V 30mA、DC48V 30mA) |

2. 運転操作

水門設備の運転操作要領は、次のとおりとする。

- (1) この操作盤は下流地域に用水を送水中の流量調整や異常時に流量調整が必要と認められる時、又は送水を停止する場合等に操作する。
操作盤には監視と操作する機能があり、ゲート開度、故障が表示されるものである。
- (2) 操作盤には、操作小扉があり、操作小扉を開けて操作する。

操作は必要とされる状態まで操作スイッチで操作ができるものである。

操作小扉内には操作場所の切替え、開、閉、停のスイッチと故障復帰、ランプテストのスイッチがある。

- (3) 操作場所切替スイッチにより機側と中央管理所で操作が可能である。
- (4) 2E動作、開・閉過トルク、MCCBトリップ、接点溶着は重故障とし、主幹MCCBをトリップさせることによりゲートの動作を停止する。漏電は軽故障としゲートの動作は継続するとともに操作も可能とする。
- (5) 非常停止はゲートが開又は閉操作中において操作不能の場合に使用する。
- (6) 表示復帰とは故障が発生した時に原因を突き止め、修理を終えた時点で表示復帰のスイッチを押して初期状態に戻すためのものである。
- (7) ランプテストは表示器等のランプ切れを発見するものである。

第13章 電気設備

1. 一般事項

- (1) 高低圧動力設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書」（令和元年7月農林水産省農村振興局整備部設計課）に準ずるものとする。各設備、機器、器具毎の仕様、適用規格等（JIS、JEC、JEM等）は、共通仕様書（施）並びに関係諸基準に準ずるものとする。
- (2) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする。
- (3) 外部から引込み又は引出す電源線・信号線等の接続部には、高速避雷器等を設置し雷害対策を行うものとする。
- (5) 回路構成等
 - 1) ゲート設備の主回路及び制御回路を内蔵し、かつ簡単な回路設計を基本とする。
 - 2) 盤内照明はLEDとし、ドアスイッチにより点滅するものとする。
 - 3) スペースヒータはスナップスイッチ及びサーモスタットにより、入・切する。
 - 4) 遠隔操作は水管理制御設備（別途施工）から行えるものとし、信号の受渡しは、第12章によるものとする。
- (6) 指示計及び表示灯
 - 1) 電圧計、電流計は広角形とする。
 - 2) 状態表示及び故障表示は集合表示としランプテストができるものとする。
 - 3) 計器類及び表示等は外部より見やすい位置に配置するものとする。
- (7) 高速避雷器（電源用、計装用、制御用、信号用）

サージ耐量は20KA以上とする。

動作速度は3sec以下とする。
- (8) 超音波流量計の出力信号は、瞬時流量はDC4~20mA、積算流量はパルス接点信号とする。
- (9) 設置場所

機側操作盤は、操作、保守点検及び修理を原則として前面からできる構造とし、ゲート開閉動作の確認が容易で機器の搬入搬出に支障のない場所に設置するものとするが、詳細は監督職員と協議する。

2. 設備概要

水門設備の電気設備は中央管理所の流出ゲート操作盤より200V（三相3線、60Hz）、100V（単相2線、60Hz）で受電するものとし、責任分解点は本工事で設置する機側操作盤の端子台とする。

(1) 電気設備

- 1) 機側操作盤 1面
 機器仕様

寸 法 W800×D600×H2000mm 程度
 適用規格 JEM 1265 (準用)
 形 式 屋外自立形閉鎖盤
 使用場所 屋外
 材 質 外板 SUS304
 用 途 ゲート操作 (1 門用)

盤面取付機器

交流電流計 1 個
 交流電圧計 1 個
 ゲート開度計 1 個
 (ポテンシオメータ受信機)
 R / I 変換機 1 個
 故障表示器 1 式
 操作場所切換スイッチ 1 個
 操作スイッチ 1 式
 非常停止スイッチ 1 個

盤内取付機器

配線用遮断機 MCCB 3P 30AF 1 個
 " MCCB 2P 30AF 1 個
 " MCCB 3P 30AF/ノットヒップ° 1 個
 " MCCB 2P 30AF/ノットヒップ° 1 個
 サーキットプロテクタ 5 個
 可逆形電磁開閉器 1 個
 漏電継電器 1 個
 2Eリレー 1 個
 進相コンデンサ 1 個
 避雷器 3P クラスII 1 個
 避雷器 2P クラスII 1 個
 盤内照明 1 組
 スペースヒータ 1 組
 保守用コンセント 1 組
 その他必要なもの 1 式

予備品

ヒューズ 常用数の 10% (最低 1 個)
 ランプ 常用数の 10% (最低 1 個)
 LEDランプ 常用各種ごとに 1 個
 補助継電器 常用各種ごとに 1 個
 予備品収納箱 1 箱

3. 計装設備

(1) 超音波流量計

口 径 $\phi 1, 100$
 測定流速範囲 0~10m/s
 測定方式 超音波伝搬時間差方式 (Z、V 法測定)
 測 線 数 1 測線
 測定精度 $\pm 1.0\%RD$ (流速 0.8m/s 以上の場合)
 $\pm 0.008m/s$ (流速 0.8m/s 未満の場合)

出力信号

アナログ出力	瞬時流量 DC4～20mA
接点出力	積算流量 パルス接点信号
許容負荷抵抗	600Ω程度
避雷器	電源入力部、DC4～20mA 信号出力部に避雷素子内蔵
表示機能	流量、各種動作表示など
電源	ゼロ調整、スパン調整、フィルター、機器異常、自己診断など
構造等	AC100V±10V
流速検出端	防浸形 (JIS C 0920) 検出端取付方法：クランプオン方式
変換器	耐水形 (JIS C 0920)
各部材質	
流速検出端	ステンレス製又は同等以上
変換器	アルミニウム合金製又は同等以上
結合材	樹脂製モールド材
予備品・付属品	本機器の予備品・付属品は、メーカー標準のものとする。

第14章 塗装

1. 一般事項

- (1) 外注品の塗装については、メーカー標準塗装とし、塗装色は打合せにより決定する。なお、電気盤の塗装色は、5Y7/1とする。
- (2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修を行い仕上げるものとする。
- (3) 扉体、戸当り及び開閉装置のステンレス部材並びにコンクリート埋設部材については塗装を行わないものとする。なお、ステンレス部材は、酸洗いを十分に行うものとする。

2. 施工方法

- (1) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、各層毎に色分けを行い施工するものとする。
- (2) 現場溶接部及び工場での塗り残し部の塗装は、現場補修等を行い、塗装を仕上げるものとする。

第15章 据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第13節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. 据付基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、図面（施工位置図）に示すBM. 28MDT3 (EL=77.633) 及びBMDT2 (EL=76.253) を使用するものとする。

なお、基準点等の位置データは、測地成果2011に対応したものである。

3. 機械設備

- (1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。
- (2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。
- (3) 扉体の据付に当たっては、損傷を与えないように、かつ機能を十分に発揮するように正確に据付なければならない。
- (4) 小配管設備の振動絶縁等が必要な所にはフレキシブルジョイントを設けるものとする。

4. 電気設備

- (1) 電気設備技術基準に基づきD種接地を設けるものとする。
- (2) 電線等を地中埋設する場合は、その位置が明確になるようにしなければならない。
- (3) 電気盤、電気設備用配管類の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震設計を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。

なお、電気盤については、日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144）」、電気設備用配管類については、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」を使用する。

また、耐震クラスは電気設備計画設計技術指針（高低圧編）に示すAクラス以上とする。

- (4) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。

なお、めねじ形の金属拡張アンカーは原則として使用しないものとする。

5. 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(1) 規格及び品質

本工事で据付時に使用する主要材料の規格及び品質は下記によるものとする。

1) コンクリート

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スラブ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメント の種類	使用目的
無筋コンクリート	18	8	25	65 以下	BB	均しコンクリート
鉄筋コンクリート	21	12	25	60 以下	BB	二次コンクリート、基礎コンクリート

※ 粗骨材最大寸法 25mm は、地域的に骨材の入手が困難な場合 20mm の使用を可能とする。

(2) 見本又は資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出するものとする。

材料名	提出物
コンクリート	配合計画書・試験成績書
無収縮モルタル	配合計画書・試験成績書
電線及び電線管等	カタログ等
アンカーボルト	カタログ、試験成績書等

6. 再生資源等の利用

(1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシュラン	RC-40	

7. 建設資材廃棄物等の搬出

(1) 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入れ時間	事業区分
コンクリート廃材 (無筋)	浜北砕石(株)	浜松市浜名区三大 地字一本松 1-1	8:00～ 17:00	中間処理

8. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工 種 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

8. 建設資材等の搬出

本工事の施工に伴う建設資材廃棄物の発生は想定していないが、発生した場合は監督職員と協議するものとする。

第 16 章 試験及び検査

1. 検測又は確認

- (1) 本工事の施工段階確認は行わないが、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。
- (2) 工場で行う確認は、日本国内の工場で行うものとする。

2. 中間技術検査

- (1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- (2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。

- (3) 契約図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- (4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- (5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。

第 17 章 施工管理等

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、次に示す資格を有するものでなければならない。

ア 主任技術者

建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者であること。

イ 監理技術者

①建設業法第 15 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者であること。

②監理技術者資格者証を有する者であること。

ただし、監理技術者資格証を平成 16 年 3 月 1 日以降に交付されてる場合は、講習修了証についても有する者であること。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。

なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/11st.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第 2 撮影による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記①に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に、URL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/Index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる

4. 工事現場等における遠隔確認について

- 1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が 動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で 工事現場等の確認 (以下「遠隔確認」という)を行う工事である。
- 2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する 実施要領」によるものとする。
- 3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、MicrosoftTeams である。
- 4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第 18 章 条件変更の補足説明

条件変更の本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に関連する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 設計諸元等条件変更が必要となった場合
- (2) 詳細検討において各機器の型式・規格の変更が生じた場合
- (3) 関連工事との協議・調整が必要となった場合
- (4) 関連工事との調整により配管、配線の追加・変更が必要となった場合
- (5) 不可抗力によるもの
- (6) 法・基準の改正によるもの
- (7) 産業廃棄物が発生した場合
- (8) 既設構造物に保護の必要が生じた場合
- (9) 第 2 章第 4 項に示す工事数量に変更が生じた場合
- (10) 第 2 章第 5 項に示す施工範囲に変更が生じた場合
- (11) 第 3 章第 1 項に示す工程制限に変更が生じた場合
- (12) 異常出水や関連工事の遅れ等により工期延長が必要となった場合
- (13) 第三者との協議によるもの
- (14) 関係機関等との協議によるもの
- (15) 仮締切や排水処理の必要が生じた場合
- (16) 現地精査により変更が生じた場合
- (17) 遠隔確認の試行を行う場合
- (18) その他本仕様書に定めのないもの

第 19 章 公共事業関係調査に対する協力

受注者は、本工事が公共事業関係調査の対象となった場合、協力しなければならない。

第 20 章 その他

1. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書（施）第 1 章 1-1-27 及び第 1 章 1-1-29 に基づき資料を作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R 又は DVD-R） 正副 2 部

2. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。

さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる

3. 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

- ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- ② 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
- ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

1) 受注者は、(2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式 1～様式 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- ① 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
- ② VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
- ③ VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
- ⑤ 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取扱いに関する事項
- ⑥ その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

- 4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。
 - (4) VE 提案の適否等
 - 1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式 5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
 - 2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
 - 3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
 - 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る乙の提案）の規定に基づくものとする。
 - 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
 - 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下、「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
 - 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
 - 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6）の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
 - (5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。
 - (6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。
- #### 4. 工事の施工効率向上対策
- 受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。
- (1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。
 - (2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記6.(1)、(2)、(3)及び(4)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象6としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

5. 工事付属品

本工事で製作・据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に2部を備え付けなければならない。

6. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

ア 様式（洋風）便器

イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

ウ 臭い逆流防止機能

エ 容易に開かない施錠機能

オ 照明設備

カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

ケ サニタリーボックス

コ 鏡と手洗器

サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）

- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置場（トイレトーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

7. 週休 2 日による施工

(1) 本工事は、月単位の週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休 2 日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休 2 日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休 2 日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 週単位の週休 2 日とは、対象期間のすべての週において、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら 2 日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休 2 日とは、対象期間において、すべての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

(3) 週休 2 日（4 週 8 休以上）とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 週休 2 日（4 週 8 休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

① 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休 2 日の取組について工事着手前に選択し、週休 2 日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

② 受注者は、週休 2 日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休 2 日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休 2 日の実施状況を確認するものと

し、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

① 補正係数

	週単位の週休2日	月単位の週休2日
現場閉所率	1週間に2日以上	28.5%（8日/28日）以上
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

② 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

(7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数
		月単位
鉄筋工		1.02

8. 週休2日制の促進

(1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

9. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

10. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} (\text{※1}) \div \text{工期}$$

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。
 なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。
 ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。
- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \times 2$$

$$\text{※2 補正係数} : 1.2$$

$$\text{(※1) 契約変更時は「基準日から工期末までの真夏日」に置き換える}$$

11. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という)は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等での人工精算、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用しての積算など、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

12. 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成のうえ合意した単価合意書は、公表するものとする。

第21章 定めなき事項

- (1) 契約書、設計図面、及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上または製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については、受注者の負担で処理するものとする。
- (2) この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(別記様式1)

工期通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官
関東農政局三方原用水二期農業水利事業所長
様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

△ 機側
○ 中央管理所

局名 (施設名)	施設区分	管理項目名称1 (施設名)	管理項目名称2	数量			データ入出力受け渡し条件				伝送			現場(機側)					中央管理所				備考					
				台数	1台当たりデータ量	合計	入出力信号	桁数	最小単位	計測範囲 【設定範囲】	搬送			表示		操作・制御			表示端末									
											直送	T M	T C	デジタル (数値)	デジタル (計器形)	ランプ (表示灯)	手動操作	手動設定値制御	自動制御	デジタル (数値)	ランプ・シンボル	手動操作		自動制御				
																									表示	操作・制御	表示	操作・制御
中央管理所 都田調整池	流出ゲート設備	流出ゲート	ゲート開度	1	1	1	DC4~20mA	3桁	0.01m	0~2.60m	○				△					○								
		流出ゲート	操作場所 現場・管理室	1	2	2	無電圧a接点					○					△					○					水管理では「機側・遠方」	
		流出ゲート	状態 全開	1	1	1	無電圧a接点					○					△					○						
		流出ゲート	状態 全閉	1	1	1	無電圧a接点					○					△					○						
		流出ゲート	状態 開中	1	1	1	無電圧a接点					○					△					○						
		流出ゲート	状態 閉中	1	1	1	無電圧a接点					○					△					○						
		流出ゲート	故障 漏電	1	1	1	無電圧a接点					○					△					○						軽故障
		流出ゲート	故障 開過トルク	1	1	1	無電圧a接点					○					△					○						重故障
		流出ゲート	故障 閉過トルク	1	1	1	無電圧a接点					○					△					○						重故障
		流出ゲート	故障 2E動作	1	1	1	無電圧a接点					○					△					○						重故障
		流出ゲート	故障 接点溶着	1	1	1	無電圧a接点					○					△					○						重故障
		流出ゲート	故障 MCCBトリップ	1	1	1	無電圧a接点					○					△					○						重故障
		流出ゲート	故障 非常停止	1	1	1	無電圧a接点					○					△					○						重故障
		流出ゲート	操作 開	1	1	1	無電圧a接点					○						△					○	○				
		流出ゲート	操作 閉	1	1	1	無電圧a接点					○						△					○	○				
		流出ゲート	操作 停	1	1	1	無電圧a接点					○						△					○	○				